

判定方法のイメージ

R5.1~10の
任意の
1か月収入



年収換算
(×12月)

※所得は令和4年分の源泉徴収票又は年収換算から給与所得控除額、経費等を減額して算出



(徳島市の給与所得者の例)

家族構成例	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税限度額 (所得額ベース)
単身又は扶養親族がいない場合	96.5万円	41.5万円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	146.9万円	91.9万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	187.9万円	123.4万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	232.7万円	154.9万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	277.9万円	186.4万円
障害者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

(参考) 非課税(相当)限度額の考え方
※徳島市の場合

○所得額ベース
31.5万円×世帯人数(注)+10万円+18.9万円
(※単身又は扶養親族がいない場合は41.5万円)

○収入額ベース
所得ベース限度額+給与所得控除額

(注)世帯人数は、申請者本人、同一生計配偶者および扶養親族(16未満の者も含む)の合計人数

※税法上の扶養に入る条件は、所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)

該当する世帯は、左欄の額を適用。
これを超えた場合には、上表を適用